

リニア駅前エリア整備の在り方検討会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県のリニア駅前エリア整備の在り方やリニア駅を新たな拠点として地域発展していくための社会基盤整備の参考とするため、有識者等から幅広く意見を聴取することを目的として開催するリニア駅前エリア整備の在り方検討会議（以下「検討会議」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(意見を求める事項)

第2条 検討会議は次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) リニア駅前エリアの整備の在り方に関する事項
- (2) リニア駅を中心とした次世代交通システムを含めた県内交通アクセスに関する事項
- (3) その他リニア駅前エリアの整備の推進に関する事項

(構成員)

第3条 検討会議は、意見を求める事項に関して知識または経験を有するものの中から、山梨県リニア交通局長が依頼する委員をもって構成する。

(オブザーバー)

第4条 検討会議にオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第5条 検討会議は、山梨県リニア交通局長が招集する。
2 検討会議に座長を置き、山梨県リニア交通局長が座長を指名する。
3 座長は会議を進行する。
4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。
5 山梨県リニア交通局長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は山梨県リニア交通局リニア未来創造・推進課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、山梨県リニア交通局長が定める。

附則

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。